

議案第 5 号

岩倉市制 50 周年記念事業審査会条例の制定について

岩倉市制 50 周年記念事業審査会条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市制50周年記念事業審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市制50周年記念事業の実施に当たり、公募した事業の審査等を行うための岩倉市制50周年記念事業審査会(以下「審査会」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、審査会を置く。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民の夢^{かな}協えるプロジェクトの審査等に関すること。
- (2) いわくら名産品開発事業の審査等に関すること。
- (3) その他岩倉市制50周年記念事業の実施に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 市職員

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。